

2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

連結子会社に係る仮処分決定の認可に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 13 日付「連結子会社における仮処分の認容決定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）に対して申し立てた議決権行使禁止の仮処分命令申立事件（東京地方裁判所令和 7 年（ヨ）第 30222 号議決権行使禁止の仮処分命令申立事件：以下「本件基本事件」といいます。）において、同日、東京地方裁判所より当社の申立てを認容する仮処分決定（以下「原決定」といいます。）が下されました。

これに対して、クシムは、同月 18 日に、原決定の取消しを求める保全異議を申し立てておりましたが（東京地方裁判所令和 7 年（モ）第 90141 号保全異議申立事件：以下「本件保全異議申立」といいます。）、同月 27 日、東京地方裁判所は、本件保全異議申立を退け、原決定を認可する旨の決定（以下「本件認可決定」といいます。）をしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本件基本事件は、クシムが株主総会招集許可決定（大阪地方裁判所堺支部令和 7 年（ヒ）第 6 号株主総会招集許可申立事件）における 2025 年 8 月 4 日付の招集許可決定に基づき招集した当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）の 2025 年 9 月 3 日までの間に開催予定の株主総会において、クシムによる議決権行使を禁止することを目的として、当社が 2025 年 8 月 7 日付で申立てを行ったものであり、同月 13 日付で東京地方裁判所より、当社の申立てを相当と認める原決定が下されておりました。

その後、クシムより、同月 18 日付で原決定に対する本件保全異議申立がなされましたが、同月 27 日付で東京地方裁判所は、本件保全異議申立を退け、本件認可決定をしました。

なお、クシムにて開示された本日付け「異議申立てに対する決定の受領及び抗告申立てのお知らせ」において、『本件決定は、(中略) 中間報告書の内容を踏まえた判断となっていない』との記載がございますが、本件認可決定は、クシムの 2025 年 8 月 27 日付「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」において公表された神垣清水弁護士作成の同月 26 日付中間報告書が疎明資料として提出され、当該中間報告書を引用したクシム側の主張を踏まえた上での決定となります。

本件認可決定により、2025 年 2 月 3 日に行われたクシムの株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカ FHD」といいます。）に対する ZED ホールディングスの発行済普通株式 31,549 株による代物弁済、及び当社によるカイカ FHD からの当該株式の取得、並びにその後の統治体制に対する正当性が、引き続き司法の場において支持されたものと受け止めております。また、本件認可決定により原決定が維持されたことは、ZED ホールディングスの企業統治の公正性を確保し、同社の企業価値を安定的に維持・向上させるために、極めて重要な意義を有するものと考えております。

引き続き、当社及び当社グループは、法令を遵守し、健全な企業統治体制の維持に努めるとともに、企業価値の向上と株主の皆様の利益保護に全力を尽くしてまいります。

以上